

八尾市地域公共交通会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）

第2条の規定に基づき、八尾市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関すること。
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下、「地域公共交通計画」という。）の作成及び変更に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 地域公共交通計画に基づく、事業の実施に関すること。
- (5) 交通会議の運営方法に関すること。
- (6) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 交通会議は、委員30人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 公共交通事業者の代表者又はその指名する者
  - (3) 公共交通事業者の関係団体の代表者又はその指名する者
  - (4) 地域住民団体の代表者又はその指名する者
  - (5) 大阪運輸支局長又はその指名する者
  - (6) 道路管理者又はその指名する者
  - (7) 大阪府八尾警察署長又はその指名する者
  - (8) 市の職員
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 5 会長は、必要に応じ、交通会議に部会を設置することができる。

(会議)

第4条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。この場合において、招集する委員は、別に市長が定めるものとする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 会議は、招集する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、会議の議案が次に掲げるものである場合は、当該議案を記載した書面（電磁的記録を含む。）を委員に回付し、その賛否を問うことにより会議に代えることができる。
  - (1) 緊急を要するもの
  - (2) 会計その他交通会議の運営に関するもの
  - (3) 会長が軽易であると判断したもの
  - (4) その他会長がやむを得ない事由があると認めるもの

(意見の聴取)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、会議を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、都市整備部都市交通課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、交通会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月27日規則第67号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の公布の日から持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）の施行日の前日までの間における改正後の第2条の規定の適用については、第2号から第4号中「地域公共交通計画」とあるのは、「地域公共交通網形成計画」とする。